

## B-1 地域行政史とアーカイブスの構築 活動報告

古賀 奈穂

せたがや自治政策研究所主任研究員

### 目的

本研究は、せたがや自治政策研究所3か年計画にあるB-1「地域行政史とアーカイブスの構築」の研究としておこなったものである。

平成3(1991)年に地域行政がスタートしてから約30年が経った。区では、地域行政制度スタート後も地域行政がめざす「真の住民自治」を達成すべく、時代の変化に応じた新たな課題に対して制度の見直しを図ってきた。現在は令和4(2022)年9月の「(仮称)世田谷区地域行政推進条例」制定に向け、制度の検討が進められている。条例制定の検討に伴い、当研究所では令和2(2020)年1月に「地域行政に関する研究」<sup>1</sup>を報告書としてとりまとめ、本年度は、過去の地域行政関連資料を整理・電子化し、アーカイブ化する作業を行った。またこれまで地域行政の歴史にかかわった区職員OBや有識者にインタビューを行い、オーラル・ヒストリーの記録としてとりまとめているほか、地域行政のあゆみに関するリーフレットを発行した。

本報告では、まずオーラル・ヒストリーの実施方法と今年度のインタビュー実績について述べる。次に2021年11月に発行したリーフレット「世田谷区 地域行政のあゆみ」について紹介する。最後に地域行政関連資料のデジタルデータ化および区の公文書管理の現状について触れたい。地域行政30年の歴史を紐解くとともに、庁内外において将来に向けて地域行政のあり方を捉えなおす機会となるよう、引き続き調査研究を進めていく。

### 1. 地域行政オーラル・ヒストリー

#### (1) 地域行政オーラル・ヒストリー・インタビューの実施

##### ① インタビュー対象者の選定

地域行政に関するインタビューを実施するにあたっては、関連資料を読み込み、過去の職員録を遡るなどしてインタビューの候補者を検討し、リストを作成した。区職員OBの場合、メールアドレスなどの連絡先がわからないケースもあったため、手紙を出したり関係者に紹介してもらうなどして、インタビューを依頼した。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、対面でのインタビューが困難な時期があり当初の予定通り進める

---

<sup>1</sup> 令和元年度せたがや自治政策研究所研究・活動報告書『せたがや自治政策 Vol.12』p145～「地域行政の推進に関する研究 令和元年度 報告書」を参照のこと。

ことができなかったが、2021年5月から2022年3月までに、3名にのべ5回インタビューをおこなった（表1）。

表1 令和3年度地域行政オーラル・ヒストリー実施一覧

インタビュー 一日時	所属氏名	概要
令和3年 5月18日 (火)	世田谷区政策経営部副参事 (区史編さん担当) 霜村 亮 氏	・新都市整備方針、分掌事務見直し (総合支所から本庁への集約、出張 所改革、3部制の廃止と副支所長の 設置)について、など
令和3年 9月14日 (火)	世田谷区政策経営部副参事 (区史編さん担当) 霜村 亮 氏 (2回目)	・第1回の続き
令和3年 10月21日 (木)	社会福祉法人世田谷区社会 福祉事業団理事長 板谷 雅光 氏	・地域包括ケアの地区展開、まちづ くりの地域展開、今後の地域行政の 考え方について、など
令和4年 1月6日 (木)	早稲田大学社会科学部 社会科学総合学院教授 卯月 盛夫 氏	・基本構想・基本計画、地区計画制 度、都市美委員会への参画、都市デ ザイン室の成り立ちについて、など
令和4年 3月23日 (水)	早稲田大学社会科学部 社会科学総合学院教授 卯月 盛夫 氏 (2回目)	・まちづくりセンターの成り立ち、 ドイツの市区委員会、今後の地域行 政の考え方について、など



写真 インタビューの様子 (5月18日)

## ②インタビュー手順の確認

オーラル・ヒストリーの方法は聞き取りの対象者によってさまざまであり、定められた方法はない。しかし研究所としてはじめての試みでありオーラル・ヒストリーのノウハウを持たなかったことから、今回の事前準備や聞き取りに際しては、放送研究と調査(2017)の「放送の『オーラル・ヒストリー』方法論・試案」に示された手順を参考として実施した(表2)。

表 2 放送の「オーラル・ヒストリー」方法論・試案

A. 事前の準備にあたって	
1. テーマの設定	「何を明らかにしたいのか」「誰に聞くことでその目的を達成できるのか」を考察する。実施の順番などは、重要度より、対象者の健康状態等を優先する場合もある。
2. 関連資料の収集・閲覧	対象者についての資料、著書、個人史、関連する番組（テレビ・ラジオ）、写真資料など。
3. 年表の作成	社会全体の流れ、放送史、対象者の個人史を並列で作成する。
4. キーパーソン（協力者、仲介者）の存在	対象者その人でなく、テーマについて包括的に理解している人に協力・仲介を求めることにも非常に利点がある。放送の同じ分野の関係者、その分野に詳しい研究者など。
B. 聞き取りに際して	
1. 事前資料の配布	当日、対象者が話しやすいように、事前にインタビューしたい内容を列挙したもの、年表等を渡しておく。
2. 証言の活用についての確認、書類作成	証言は「録音」（または録画）し、また、データに関する今後の保存、活用の仕方について詳細にやりとりし、書面（「活用に関する書類」）を残す。
3. ICレコーダー	故障の可能性もあり、できれば2台使用する。スイッチを入れる前に、必ず録音する旨を対象者に伝えること。
4. 聞き手の人数	複数名（2、3名）がよい場合が多い。メイン、サブなどの役割分担を明確にしておくこと、聞き逃しなどを防ぐメリットがある。
5. 「映像」を最大限に活用	「映像、音声（テレビ・ラジオ番組など）がある場合は、視聴しながらのインタビューが効果的である（「放送史」ならでの利点）。
6. 質問の方法	事前に準備した年表等を活用し、対象者の生い立ちから現在までを、時系列で聞いていくほうが話しやすい場合が多い。
7. 「座談会」の活用	テーマによっては、対象者が複数のこともある。座談会は全体の流れを把握するうえで有効だが、発言が偏ってしまう場合もあるので、あくまで事前取材として考え、あらかじめ個別に取材することがのぞましい。多くても人数は5、6名をめどに。
8. 時間・回数	1回目のインタビューは2～3時間が限界（対象者の健康状態に十分配慮）。できれば複数回に分けて行うほうがベター。また、実施後、内容に不明な点がある場合、電話等での再取材により新たな発見もある。
9. 写真・映像の撮影	聞き手は対話に集中し、別のスタッフが行うのが理想。とくに映像撮影に関しては、デジタルカメラなどを据え置きにするほうが無難

出典：放送研究と調査（2017）p83

### ③インタビューの準備

インタビュー実施前は、当日スムーズにインタビューを行えるよう、事前に質問内容や関連資料をインタビューの対象者に送付し、確認してもらうことがのぞましい。また当日はカメラによる撮影、ICレコーダーによる録音、ビデオカメラによる録画を行うことについて丁寧に説明し、事前に許可を得ておくことが必要である。

今回のインタビュー内容は以下のとおりである（表3）。インタビューの対象者によって質問内容を十分に検討することが重要である。

表 3 インタビュー内容（共通項目）

<p>1. 地域行政にかかわるまで</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 来歴</li><li>(2) 当時の区の政策課題とその対応、新規事業や先進的な取り組みなど</li></ul> <p>2. 地域行政とのかかわり方について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 当時の役職、関わり方</li><li>(2) 当時の問題意識</li><li>(3) もっとも苦勞した点</li><li>(4) 取り組みに対する評価や反応（区民、職員、区議会、町会・自治会、組合など）</li></ul> <p>3. 今後の展望について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 実現できたことや残された課題について（たとえば、窓口サービス、区民参加、総合支所のあり方、地区まちづくりなど）</li><li>(2) 現在の地域行政をどのように評価しているか</li><li>(3) 今後の地域行政に向けた助言など</li></ul> <p>4. その他</p> <p>当時、地域行政に関わった方でインタビューすべき方</p>
--

④インタビュー当日

インタビュー当日は、事前に録音・撮影の許可を取ったうえで、ICレコーダーによる録音、カメラ・ビデオカメラによる撮影を行った。なおICレコーダーは故障などのリスクもあるため2台での録音がのぞましい。話す方も聞く方も緊張している場合もあるため、リラックスした雰囲気で行うことができるよう、環境を工夫した。

また必ずしも事前の質問内容に沿って話をしてもらう必要はなく、対象者の経験に基づいて自由に語ってもらってよい。

⑤インタビュー終了後

インタビューが終了したら、対象者に御礼の連絡をし、インタビュー内容の文字起こしを行った。また可能であれば、インタビューから時間が経たないうちに、研究員の中で感想を述べ合い、意見交換を行う機会が持てるとよい。当日参加した研究員からは以下の質問や感想が寄せられた（表4）。

表 4 インタビューに参加した研究員の感想（一部抜粋）

- ・私が世田谷区を知った時には、すでに総合支所やまちづくりセンターがあったので、単純に人口多くて大変だから分けているのだろうくらいにしか思っていなかったですが、今回のお話を聞いて、総合支所やまちづくりセンターは当たり前にはできただけではなく、まちづくりをよりよくするために当時の職員の方々が作り上げてきたものなのだと実感しました。
- ・地域行政は自治会などの地域コミュニティのイメージが強かったのですが、今回は土木と建築の話や GIS 導入の話など、ハード面の話がとても印象に残りました。このころにも地域コミュニティみたいな話もあったのか、時代の流れとともにでてきたものなのか気になりました。
- ・今回のお話で「西の神戸、東の世田谷」という言葉を初めて聞いたので、単純にその言葉自体についてもどういう意味なのか気になりました。
- ・地域行政史の観点だけでなく、職員としての一職員史としても大変興味深く、特に職員にとってためになるお話でした。区職員のオーラル・ヒストリーのこの質感ごと 30 年史に取り込めるとよいと思いました。
- ・新都市整備方針が「ボトムアップ型」の作成というよりも「住民参加」による作成という点に興味関心が集まったという点が意外でした。
- ・町会・自治会に依存したしくみは限界ですが、しかし一方で町会・自治会がないと成立しないという自治体の現実があります。横浜市ではすこしずつ若手の担い手が育っているとのことでしたが…具体的にどういうことなのか、なぜ横浜市の町会・自治会加入率は高いのか？理由を調べてみる必要がありそうだと思います。
- ・自治法改正と区長公選制復活の影響が大きく、大場区長が他区との競合の中で世田谷区の特性を強力に打ち出そうとしていたことが分かりました。
- ・大場区政時代のコミュニティ、まちづくりと、現在との違いはどの辺にあるのかが関心があります。
- ・地区計画導入（都市空間＝ハード）と同時に地域行政（都市内分権＝ソフト）がスタートしたことが、制度論と運動論の両輪で動けた要因なのではないかと思いました。

## 2. 「世田谷区 地域行政のあゆみ」リーフレット

2022年9月に制定予定の「(仮称)世田谷区地域行政推進条例」および「(仮称)世田谷区地域行政推進計画」に際し、地域行政制度に対する気運を高めるため、職員や区民を対象としてこれまでの30年のあゆみや地域行政に関するQ&Aをとりまとめたリーフレットを作成し配布した。

30年のあゆみについて、地域行政スタート時から現在までを「昭和54年～平成2年《地域行政スタート期》平成3年～平成11年《構築・拡充期》、「平成12年～平成22年《分掌事務見直し期》、「平成23年～《地区の役割を踏まえた再構築期》」の4つの時期に分けた年表を作成し、当時の出来事と区の地域行政に関する動きを対比できるようにしている。

地域行政に関するQ&Aは、対象として高校生程度の年代を想定し、「地域行政とはなんですか?」「どのようにして5つの地域にわけたのですか?」「はじめて地域行政という言葉が使われたのはいつですか?」などについて掲載した(表5)。リーフレットは各まちづくりセンターや区民センター、図書館などに計2000部配布するとともに、研究所のホームページに公開した。

表5:「世田谷区 地域行政のあゆみ」リーフレットの内容

### ■地域行政に関するQ&A

- Q 「地域行政」とはなんですか?
- Q まちづくりセンターは何をしているところですか?
- Q 総合支所は何をしているところですか?
- Q そもそも地域行政の検討はどのようにしてはじまったのですか?
- Q 地域行政がスタートしてからの30年で区はどのような取り組みをしてきたのでしょうか?
- Q 区ではじめて「地域行政」という言葉が使われたのはいつですか?
- Q どのようにして今の5つの地域にわけたのですか?
- Q 昔から「総合支所」という名称だったのですか?
- Q 世田谷区のほかに「地域行政」のような制度を導入している自治体はありますか?
- Q 総合支所は、政令指定都市の行政区となりが違うのですか?

### ■地域行政30年のあゆみ(見開き年表)

昭和54年～平成2年《地域行政スタート期》

平成3年～平成11年《構築・拡充期》

平成12年～平成22年《分掌事務見直し期》

平成23年～《地区の役割を踏まえた再構築期》

世田谷区地域行政のあゆみ

年度	主な施策
昭和21年	世田谷区立第一中学校開校
昭和22年	世田谷区立第一小学校開校
昭和23年	世田谷区立第二中学校開校
昭和24年	世田谷区立第二小学校開校
昭和25年	世田谷区立第三中学校開校
昭和26年	世田谷区立第三小学校開校
昭和27年	世田谷区立第四中学校開校
昭和28年	世田谷区立第四小学校開校
昭和29年	世田谷区立第五中学校開校
昭和30年	世田谷区立第五小学校開校
昭和31年	世田谷区立第六中学校開校
昭和32年	世田谷区立第六小学校開校
昭和33年	世田谷区立第七中学校開校
昭和34年	世田谷区立第七小学校開校
昭和35年	世田谷区立第八中学校開校
昭和36年	世田谷区立第八小学校開校
昭和37年	世田谷区立第九中学校開校
昭和38年	世田谷区立第九小学校開校
昭和39年	世田谷区立第十中学校開校
昭和40年	世田谷区立第十小学校開校
昭和41年	世田谷区立第十一中学校開校
昭和42年	世田谷区立第十一小学校開校
昭和43年	世田谷区立第十二中学校開校
昭和44年	世田谷区立第十二小学校開校
昭和45年	世田谷区立第十三中学校開校
昭和46年	世田谷区立第十三小学校開校
昭和47年	世田谷区立第十四中学校開校
昭和48年	世田谷区立第十四小学校開校
昭和49年	世田谷区立第十五中学校開校
昭和50年	世田谷区立第十五小学校開校
昭和51年	世田谷区立第十六中学校開校
昭和52年	世田谷区立第十六小学校開校
昭和53年	世田谷区立第十七中学校開校
昭和54年	世田谷区立第十七小学校開校
昭和55年	世田谷区立第十八中学校開校
昭和56年	世田谷区立第十八小学校開校
昭和57年	世田谷区立第十九中学校開校
昭和58年	世田谷区立第十九小学校開校
昭和59年	世田谷区立第二十中学校開校
昭和60年	世田谷区立第二十小学校開校
昭和61年	世田谷区立第二十一中学校開校
昭和62年	世田谷区立第二十一小学校開校
昭和63年	世田谷区立第二十二中学校開校
昭和64年	世田谷区立第二十二小学校開校
昭和65年	世田谷区立第二十三中学校開校
昭和66年	世田谷区立第二十三小学校開校
昭和67年	世田谷区立第二十四中学校開校
昭和68年	世田谷区立第二十四小学校開校
昭和69年	世田谷区立第二十五中学校開校
昭和70年	世田谷区立第二十五小学校開校
昭和71年	世田谷区立第二十六中学校開校
昭和72年	世田谷区立第二十六小学校開校
昭和73年	世田谷区立第二十七中学校開校
昭和74年	世田谷区立第二十七小学校開校
昭和75年	世田谷区立第二十八中学校開校
昭和76年	世田谷区立第二十八小学校開校
昭和77年	世田谷区立第二十九中学校開校
昭和78年	世田谷区立第二十九小学校開校
昭和79年	世田谷区立第三十中学校開校
昭和80年	世田谷区立第三十小学校開校
昭和81年	世田谷区立第三十一中学校開校
昭和82年	世田谷区立第三十一小学校開校
昭和83年	世田谷区立第三十二中学校開校
昭和84年	世田谷区立第三十二小学校開校
昭和85年	世田谷区立第三十三中学校開校
昭和86年	世田谷区立第三十三小学校開校
昭和87年	世田谷区立第三十四中学校開校
昭和88年	世田谷区立第三十四小学校開校
昭和89年	世田谷区立第三十五中学校開校
昭和90年	世田谷区立第三十五小学校開校
昭和91年	世田谷区立第三十六中学校開校
昭和92年	世田谷区立第三十六小学校開校
昭和93年	世田谷区立第三十七中学校開校
昭和94年	世田谷区立第三十七小学校開校
昭和95年	世田谷区立第三十八中学校開校
昭和96年	世田谷区立第三十八小学校開校
昭和97年	世田谷区立第三十九中学校開校
昭和98年	世田谷区立第三十九小学校開校
昭和99年	世田谷区立第四十中学校開校
平成元年	世田谷区立第四十小学校開校
平成2年	世田谷区立第四十一中学校開校
平成3年	世田谷区立第四十一小学校開校
平成4年	世田谷区立第四十二中学校開校
平成5年	世田谷区立第四十二小学校開校
平成6年	世田谷区立第四十三中学校開校
平成7年	世田谷区立第四十三小学校開校
平成8年	世田谷区立第四十四中学校開校
平成9年	世田谷区立第四十四小学校開校
平成10年	世田谷区立第四十五中学校開校
平成11年	世田谷区立第四十五小学校開校
平成12年	世田谷区立第四十六中学校開校
平成13年	世田谷区立第四十六小学校開校
平成14年	世田谷区立第四十七中学校開校
平成15年	世田谷区立第四十七小学校開校
平成16年	世田谷区立第四十八中学校開校
平成17年	世田谷区立第四十八小学校開校
平成18年	世田谷区立第四十九中学校開校
平成19年	世田谷区立第四十九小学校開校
平成20年	世田谷区立第五十中学校開校
平成21年	世田谷区立第五十小学校開校
平成22年	世田谷区立第五十一中学校開校
平成23年	世田谷区立第五十一小学校開校
平成24年	世田谷区立第五十二中学校開校
平成25年	世田谷区立第五十二小学校開校
平成26年	世田谷区立第五十三中学校開校
平成27年	世田谷区立第五十三小学校開校
平成28年	世田谷区立第五十四中学校開校
平成29年	世田谷区立第五十四小学校開校
平成30年	世田谷区立第五十五中学校開校
平成31年	世田谷区立第五十五小学校開校
令和元年	世田谷区立第五十六中学校開校
令和2年	世田谷区立第五十六小学校開校
令和3年	世田谷区立第五十七中学校開校
令和4年	世田谷区立第五十七小学校開校



「世田谷区 地域行政のあゆみ」リーフレット (令和3年11月発行)

### 3. 地域行政関連資料のデジタルアーカイブ構築

#### (1) デジタルアーカイブに関する国の動向

我が国では 2000 年代前半から書籍、公文書や文化財等の分野ごとにデジタルアーカイブ<sup>2</sup>の構築が進められてきたが、とりわけ 2011 年の東日本大震災を契機として、アナログ媒体の保護や記録の重要性が認識されるようになった。国の「知的財産推進計画 2015」において①アーカイブ間の連携・横断の促進、②分野ごとの取組の促進、③アーカイブ利活用に向けた基盤整備という総合的な推進計画が示され、デジタルアーカイブの構築と利活用の取り組みが加速した（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会 2017b）。

デジタルアーカイブは、「アーカイブの共有と活用を意識した基盤があれば、そこにある各種データを有効に用いることで、教育・防災目的での活用や、観光利用によるインバウンド効果、データに付加価値をつけたビジネス利用、地域情報を用いた地方創生、データ共有による研究活動の活性化など、様々な活用に結びつき、新たな経済的価値を創出し、イノベーションを推進するものにもなる」（同上）であり、自治体はデジタルアーカイブに取り組むことが社会的責務として求められているといえる。

#### (2) 地域行政関連資料のデジタルデータ化

アナログ情報をデジタルアーカイブに保存・公開するためには、まずデジタルデータ化の作業が必要となる。今年度はアナログ資料整理とデジタル化（スキャン）をおこなった。作業にあたっては「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン<sup>3</sup>」（総務省 2013）を参考とした。デジタルデータ化の作業フローは図 1 のとおりである。来年度以降もデジタルデータ化の作業を順次すすめる。

---

<sup>2</sup> デジタルアーカイブとは、様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品を含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル／プレビュー」も対象とする（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会 2017）。

<sup>3</sup> 「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクト推進に関する調査研究」の受託者である株式会社三菱総合研究所が、「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクトにおいて総務省が実施した「東日本大震災アーカイブ」基盤構築事業デジタルアーカイブ構築・運用に関する実証調査（以下、「運用実証調査」という。）の調査実証結果等を踏まえ作成したもの（総務省 2013）。



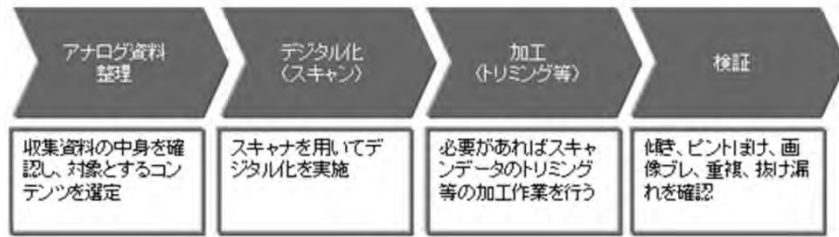


図 1 デジタルデータ化の作業フロー

出典：震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン（総務省 2013）

① アナログ資料整理

「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン」（総務省 2013）では、まず対象とする資料・記録の中でデジタル化すべきアナログ情報の優先度を決定する必要があるとしている。優先度を決めるためにはアーカイブの目的や目標を定めることが重要であり、それに照らして優先順位を決めるべきとし、優先度を検討する際の考慮事項として①デジタル化対象の劣化状況、②デジタル化の費用、③デジタル化に係る時間、④費用対効果、の 4 つを挙げている（総務省 2013）。

なお今年度は、「世田谷区のまちづくりの記録 4 地域行政あゆみ」（1993）に掲載されている資料のうち、劣化状況を考慮して昭和 50 年前後の古い資料から優先的に着手した。デジタル化する資料に付箋を貼り、付箋には後で取り出し時に戻す場所がわかるよう箱番号と個別フォルダ名を手書きで記入した。

② デジタル化（スキャン）

優先順位を決めた後は、デジタルデータ化のための機材を用意する必要がある。対象資料については「その種類・特性・状態を判断した上で、適切なファイル形式及びそれに即したデジタル化の方法を選択することが重要」（総務省 2013）である。当研究所では新たな機器を購入することはできなかつたため、備え付けのフラッドベッドスキャナを使用した。データのファイル形式は国立国会図書館が推奨するフォーマットに従い、文書は 200dpi、画像は 400dpi で読み取りをおこなった。付箋やホチキス留め、折り込んである資料、ページ数の多い冊子などはスキャンに時間がかかる。運用実証調査におけるデジタル化作業の概要は表 6 である。

今年度のデジタル化の作業は研究員 1 名でおこなったが、関連資料の分量を考慮すると、複数名が作業にあたる、もしくは委託も選択肢のひとつとして考える必要がある。

表 6 運用実証調査におけるデジタル化作業の概要

地域	デジタル化対象	デジタル化精度 (視認可能)	ファイル形式	速度	作業員数	読取の阻害要因
青森	行政文書	・ 文書 : 200dpi ・ 画像 : 300dpi	PDF JPG	40 枚/時間	1 名	付箋やホチキス留め 折り込んである資料
岩手	紙資料	・ 文書 : 300dpi ・ 画像 : 300dpi	PDF	75 枚/時間	管理者 1 名 作業員 5 名	ページ数の多い冊子はスキャン負荷が莫大
宮城 (東北大学)	図書館刊行物	・ 文書 : 300dpi ・ 画像 : 400dpi	PDF JPG	0.5~1 件/時間	2 名	特になし
宮城 (河北新報社)	新聞記事 (イメージ)	・ 文書 : 500dpi	PDF	測定していない ため、不明	7 名	OCR ソフトでの文字判読は困難(※)
福島	広報誌・文書	・ 文書 : 300dpi ・ 画像 : 400dpi	PDF JPG	20 枚/時間	2 名	紙文書の付箋

※新聞記事は、形が不定形であることから OCR で読み取ることは困難であるとの実証調査結果となりました。

出典：震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン（総務省 2013）

### （3）世田谷区の公文書管理

さて、現在区では、歴史的な文書の保存および利用等について 2022 年 4 月に「世田谷区公文書管理条例」（以下、条例）を改正をした。改正内容は、公文書のうち、区政の重要事項に関わり、区の活動又は歴史を将来にわたって区民に対して説明する責任を全うする上で重要な資料となる公文書を「重要公文書」と位置づけ、特定重要公文書として図書館機能のもと永久に保存するというものである。特定重要公文書は積極的に区民の利用に供するよう、利用（閲覧等）請求を行うことができる。

条例改正については 2021 年 3 月 30 日に示された世田谷区公文書管理委員会答申第 1 号<sup>4</sup>を踏まえ検討が進められ、区の図書館機能の整備、アーキビストの採用と配置などが提案された。条例改正後、各所管課において「重要公文書」の評価選別作業が行われる予定である。地域行政関連資料の多くは重要公文書に該当することが予想される。したがって、条例改正にあわせて、区の公文書管理の動向をふまえて、基準に則って今後アーカイブの整備を進める必要がある。

以上のような地域行政関連資料の収集・整理・アーカイブス化作業の記録や、有識者による「重要公文書」評価選別のノウハウなどを記述しとりまとめ、研究所による取組事例として庁内で共有できるようにすることがのぞましいと考えている。

<sup>4</sup> 公文書の管理および特定重要公文書の保存、利用等に関して調査審議するために令和 2 年 4 月 1 日に設置された。会長は東京経済大学現代法学部の野村武司教授。

#### 4. まとめ

以上、本年度の研究では、過去の地域行政の関連資料を整理・電子化し、アーカイブス化する作業を行うとともに、地域行政のあゆみに関するリーフレットを発行した。またこれまで地域行政の歴史にかかわった区職員 OB や有識者にインタビューを行った。

来年度以降は引き続きインタビューを行い、「(仮) 世田谷区 地域行政オーラル・ヒストリー」として、文献や関連資料と併せて個人の語りをとりまとめて発行する予定である。また、本プロジェクトにかかる地域行政関連資料の収集・整理・アーカイブス化作業の記録や、有識者の「重要公文書」評価選別のノウハウを記述しとりまとめ、研究所による取組事例として庁内で共有できるようにしたいと考えている。

#### [文献]

国立国会図書館, 2011, 『資料デジタル化の手引 2011 年版』

御厨貴, 2002, 『オーラル・ヒストリー 現代史のための後述記録』中公新書

広谷鏡子 吉田功, 2017, 「放送史研究における『オーラル・ヒストリー』の考え方と実践的方法論」『放送研究と調査』

世田谷区地域調整室調整課, 1993, 『世田谷区のまちづくりの記録4 せたがや—地域行政あゆみ』

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会, 2017, 「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」